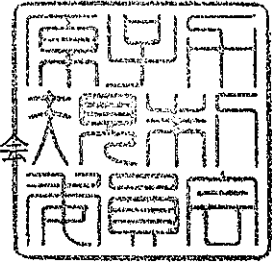




原規規発第 1604132 号  
平成 28 年 4 月 13 日

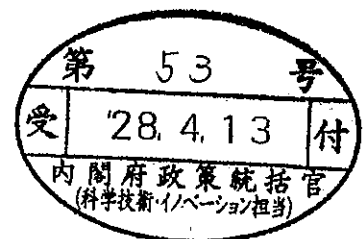
原子力委員会 殿

原子力規制委員会



国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更承認（臨界実験装置の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、平成 26 年 9 月 30 日付け 26 京大施環化第 143 号（平成 27 年 9 月 30 日付け 27 京大施環化第 122 号、平成 27 年 12 月 10 日付け 27 京大施環化第 191 号及び平成 28 年 3 月 31 日付け 京大施環化第 261 号をもって一部補正）をもって、国立大学法人京都大学 京都大学学長 山極 壽一から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 26 条第 1 項及び第 76 条の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 1 項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第 26 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり同条第 1 項第 1 号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



(別紙)

**国立大学法人京都大学原子炉実験所の設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する承認の基準への適合について**

平成26年9月30日付け26京大施環化第143号（平成27年9月30日付け27京大施環化第122号、平成27年12月10日付け27京大施環化第191号及び平成28年3月31日付け京大施環化第261号をもって一部補正）をもって、国立大学法人京都大学 京都大学学長 山極 壽一から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項及び第76条に基づき提出された京都大学原子炉実験所原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する承認の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用目的（原子炉の核特性等に関する基礎研究、開発研究及び教育訓練）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、国内の他の事業者又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国に引き渡すまで、当該原子炉施設の燃料室に保管する方針としていること

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。